「特定技能１号」での受入れ分野（１２分野）

（２０２２年８月末時点）

所管 ※1	分野	人材基準 ※2		従事する業務	雇用形態	受入れ見込数 ※3
		技能試験	日本語試験			
厚労省	介護	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等（上記に加えて）介護日本語評価試験	●身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）（注）訪問系サービスは対象外〔1業務区分〕	直接	50,900 人
厚労省	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●建築物内部の清掃〔1業務区分〕	直接	20,000 人
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●機械金属加工 ●電気電子機器組立て ●金属表面処理〔3業務区分〕	直接	49,750 人
国交省	建設	建設分野特定技能 1 号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト等	●土木 ●建築 ●ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接	34,000 人
国交省	造船・舶用工業	造船・舶用工業分野特定技能 1 号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト等	●溶接 ●仕上げ ●塗装 ●機械加工 ●鉄工 ●電気機器組立て 〔6業務区分〕	直接	11,000 人
国交省	自動車整備	自動車整備特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト等	●自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 〔1業務区分〕	直接	6,500 人
国交省	航空	特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング又は航空機整備）	国際交流基金日本語基礎テスト等	●空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）●航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）〔2業務区分〕	直接	1,300 人
国交省	宿泊	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接	11,200 人
農水省	農業	農業技能測定試験（耕種農業全般又は畜産農業全般）	国際交流基金日本語基礎テスト等	●耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）●畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）〔2業務区分〕	直接 派遣	36,500 人
農水省	漁業	漁業技能測定試験（漁業又は養殖業）	国際交流基金日本語基礎テスト等	●漁業【漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等】●養殖業【養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等】〔2業務区分〕	直接 派遣	6,300 人
農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業技能技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●飲食料品製造業全般【飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生】〔1業務区分〕	直接	87,200 人
農水省	外食業	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）〔1業務区分〕	直接	30,500 人

※１　受入れ機関は、所管省庁が組織する協議会等へ参加し必要な協力を行うことが求められます。
※２　技能実習２号を良好に修了した者は、在留資格「特定技能１号」取得のための技能試験・日本語試験が免除されます。
※３　2019 年 4 月以降 5 年間の受入れ人数の最大値。
●上記以外にも、分野ごとに受入れ機関に課される条件等があります。